

## 市内企業の人材を確保します

### 中津川市雇用安定支援事業補助金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業等の労働者の雇用維持を図るため、雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）の上乗せ補助を行います。

#### ● 補助対象者（次のすべてに該当する方が対象となります）

- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する者。
- 市内で現に事業活動を行っている者。
- 雇用調整助成金等の支給決定を受けている者。
- 市内に雇用調整助成金等の申請を行う事業所を有する者。
- 市税を滞納していない者。

#### ● 補助内容

補助対象内容	市の助成額
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由により、従業員を休業させた場合の休業手当に係る雇用調整助成金等の対象となる経費（やむを得ず従業員を解雇した事業所、助成率 4/5 適用部分）	雇用調整助成金等支給決定額に 1/8 を乗じて得た額とし、国の助成額と合わせた上限額は、1人1日当たり 15,000 円とする。ただし、教育訓練加算額は除く。（算出した額に 1 円未満の端数が生じたときは、切捨てる。）

#### ● 補助該当期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日（9月末から12月末まで延長しました）

#### ● 申 請

「雇用調整助成金等」の支給決定を受けた日から 30 日以内に、所定の交付申請書（中津川市ホームページからダウンロードできます。）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて中津川市役所工業振興課まで提出してください。

ただし、12月分の申請に対する補助金につきましては、1月末までに申請をお願いします。申請が遅れる場合は事前にご連絡をお願いします。

- 雇用調整助成金等支給申請書の写し
- 雇用調整助成金等助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）の写し
- 雇用調整助成金等支給決定通知書の写し
- 税務証明交付申請書・代理人選任届

#### ● 問合せ先

中津川市 工業振興課（にぎわいプラザ 4 階）  
電話 0573-66-1111 内線 4261

